

2019年度水道モニター
意見・提言・要望等
に対する回答（考え方など）

（11月13日開催：提言とりまとめ）

令和2年2月

○安全

◇水質に係る広報と情報発信の充実：

- 水質検査の透明化を図るため、水質基準と各浄水場の検査結果を、市報とホームページに掲載するべき。
 - ⇒ 水質基準項目の結果については、当局のホームページと広報紙で、浄水場の検査結果については、ホームページ上の水質年報で公表しております。今後も、お客さまに対して、当局の取り組みがしっかり伝わるよう努めていきます。

- おいしい水を供給するため、塩素を抑え、活性炭を注入していることをPR するべき。
- 河川が汚れることで、飲み水としての水質を維持することにコストがかかることを知らせるべき。
 - ⇒ 提言いただいたことを参考に、今後も、お客さまに対して、当局の取り組みがしっかり伝わるよう努めていきます。

○強 韌

◇事故・災害対策の充実：

- 災害時の行政、他市町村、自衛隊などとの協力体制を整えておくべき。また、断水が発生しても、迅速に復旧できる体制を強化するべき。
 - ⇒ 災害時対応を迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ他の市町村や民間事業者と、応急給水・応急復旧に関する応援協定を締結しています。

- 町内会などの防災訓練や、市役所が町内会長を集めて行う催しなどに水道局も参加し、水道事業の啓蒙活動を行うべき。
 - ⇒ 市内の自主防災組織が実施する防災訓練に参加し、応急給水体験や防災パンフレットを配布するなど、水道局における災害対策のPR 活動を行っています。

- 市民に、災害に備えて備蓄水の保管を要請するべき。
 - ⇒ 水道局広報紙「水先案内」や、防災訓練および防災に関するイベント等で配布している防災パンフレットにて、一人1日3リットル程度、3日分で9リットルの飲料水が必要であることなど、災害に備えた飲料水の備蓄をお願いしています。なお、パンフレットは水道局ホームページにも掲載しています。

- 各浄水場の電気設備等で、洪水による水の浸水防止対策や、浄水場への侵入者対策、ドローンなどによるテロ攻撃に備えておくべき。
 - ⇒ 洪水時の浸水防止対策については現在、新潟市洪水ハザードマップにより公表されている洪水浸水想定を基に、各浄水場の浸水懸念箇所の抽出を行い、防水壁の設置等の対策を順次進めています。
 - 浄水場への侵入者対策については、施設をフェンスで囲い、門扉による入退場管理の他、防犯カメラによる常時監視を行っています。

テロ攻撃対策ですが、武力開発の進展に伴う新たな脅威に関する対策の動向を注視しています。なお万一、テロ行為発生の際は「水道施設テロ対応マニュアル」に基づき、非常時監視体制、給水停止等の緊急措置、応急給水などの諸活動を迅速かつ計画的に実施し対応します。

◇管路・設備の更新：

○災害に強い水道管や設備に更新するべき。

⇒ 水道管や浄水場の設備については、更新の際、災害に強い設備となるように整備を進めています。老朽化した水道管は、災害時の重要度を踏まえた更新計画を策定し、地震の揺れに強い耐震管への更新を進めています。また、浄水場の電気・機械設備は、技術的知見を踏まえた更新周期を定め、計画的な更新を行い、安定給水の持続を図っています。

○持 続

◇事業運営の効率化や改革など：

○水道事業の公共性を確保するため民営化しないでほしい。

⇒ 水道事業の大前提は、市民に対し過度な負担をかけることなく、安心・安全な水をお届けすることであると考えています。

この前提にあたって、本市水道事業の経営状況から、現時点では民営化は考えておりません。

○下水道事業と統合するべき。

⇒ 官民連携や広域連携の推進、人材確保・育成方針、庁舎・事業所の再編及び下水道事業における地方公営企業法全部適用の適否および時期などについて、市民サービスの向上や経営的視点などを踏まえた将来見通しを持った上で、他都市の事例などを参考にしながら、組織統合に係るメリットおよびデメリットなどについて検討していく必要があると考えています。

○水道モニターとして参加したが、見学した施設で女性職員が少なかったので増やすべき。

⇒ ご指摘のとおり、技術系職員という性質もあり、もともと女性が少ない職場ではありますが、職員採用については、両性の本質的平等の観点から、男女の区別なく募集・選考しています。また、近年、女性の技術系職員の入庁もあることから、以前に比べて女性の割合が増加している傾向にあります。

引き続き、性別にかかわらず能力を重視した選考により、有能な人材の確保に努めます。

◇広報紙「水先案内」などによる広報の充実および広聴の充実：

○水道モニターになって水道について良く理解できたので、モニター募集をもっとPRし、児童や生徒など、もっと多くの人に参加してもらおうべき。

⇒ 水道モニターの募集につきましては、市報にいがた、広報紙「水先案内」、ホームページ、フェイスブックで募集しています。

また、水道モニターの参加資格は、提言をしていただく性質上20歳以上に限定させていただいていますが、ほかに市民参加型の事業として、市内在住の方、もしくは市内で勤務または通学されている方で10人以上の団体などの一定の条件はありますが、子ども、大人に関係な

く、浄水場施設見学や市政さわやかトーク宅急便を受けつけています。

ほかにも、学校の授業で水道事業について学び始める小学4年生を対象に、希望する学校で、出張授業を行っています。

今後も、様々な世代の多くの方に、水道事業について、積極的にPRに努めていきたいと考えております。

○水道モニターのレポートを水先案内に掲載し、広報に活用するべき。

⇒ 水道モニターからいただいた提言等については、毎年度、ホームページで公表していますが、今後は、広報紙「水先案内」でも、積極的に掲載するよう努めていきたいと考えております。

○柳都物語の飲み比べを水道週間以外にも開催したり、テレビで行い安全、おいしいをPRしたりするべき。

⇒ 6月上旬に行う水道フェスタの他、古町どんどん（春、秋）、新潟まつり、エンジョイランなど、多くの人が集まる各種イベントにウォーターバー（柳都物語と市販のボトル水との飲み比べ）を出店し、安くておいしく、安全な水道水を飲んでいただけるようPRしています。

テレビを利用した広報については、市役所の広報課経由（市政ニュース等）で実施しているほか、報道してもらいたい情報などについて、適宜、報道機関への棚入れなどにより対応してきておりますが、今後も機会を捉えて積極的な広報に努めていきます。

◇ITを活用した事業の合理化：

○事業運営合理化のひとつとして（経費削減対策として）、検針のAI化やITを活用した水道メーターの開発をするべき。

⇒ 検針のAI化やITを活用した水道メーターの開発をするべきとのご提案ですが、当局としては、将来的に水道メーターは、遠隔自動検針のできるスマートメーターの導入を目指しています。

スマートメーターとは、既存のメーターと違い、メーター指針を伝送し、データとして扱うため、検針頻度も従来の2カ月に1度から日に数回の頻度で検針できるようになり、漏水の早期発見や使用水量の推移から高齢者の見守りなど様々な活用が可能となります。

しかし、既存のメーターに比べ費用が高額であり、伝送するための電源や通信規格の問題など様々な問題を抱えています。このため、水道メーターのメーカーや全国各地の事業体で実証実験などを行い、本格的な実用化を目指している段階です。

◇新たな収入の確保：

○浄水場で発生する汚泥を市民に安価で販売するべき。

⇒ 東京電力福島第1原子力発電所の事故による放射性物質の影響に伴い、平成23年以降、浄水発生土の売却は取りやめてきました。

現在、浄水発生土に含まれる放射性物質の状況は、安全に再利用できる国の基準が発生土1kgあたり100ベクレル以下であるのに対し、信濃川水系の浄水場で概ね1kgあたり20～30ベクレル程度、阿賀野川水系の浄水場で概ね1kgあたり40～60ベクレル程度と、安定して基準値を下回っていることから、全量をセメント材料として利用し、製品段階では検出し

ないことを確認しています。

当面は、他の用途でも安全な有効利用方法がないか、調査・検討を継続していきたいと考えています。

●質問

- 浄水場の統廃合によって、使用しなくなった施設、土地等の有効活用はどのように行っているか。
⇒ 有効活用に向けた情報収集・調査・研究に取り組む中で、現在は、市が推奨する再生可能エネルギー事業において、3カ所（小須戸浄水場跡地、岩室浄水場跡地、月湯配水場跡地）の遊休資産を太陽光発電用地として賃貸借契約を締結しています。引き続き、売却に向けた需要を確認しながら、新たな活用方法について、他都市も含め調査を行います。

- おいしい新潟の水道（作り方）を海外に技術貢献する考え方はあるのでしょうか。
⇒ 国際的視野と見識を持った技術者の養成により新潟市水道事業のレベルアップを図るとともに、国際交流を奨めながら諸外国の水道事業発展にも貢献できるよう、国際貢献などに対する他事業体の先進事例に関する情報収集などを進めています。

- 信濃川浄水場の太陽光発電施設は有効的と思いましたが、他の浄水場でも活用されているのか。
⇒ 本局及び水質管理センターに太陽光発電設備を設置しています。

- 水道水の塩素の濃度について、世間では高すぎるとの指摘があつたりしますが、法律にてらし合わせてどうなのでしょう。また、海外と比較して高すぎることはないのでしょうか。
⇒ 塩素の濃度について、水道法では第二十二条に衛生上の措置として定められ、同法施行規則17条では、「給水栓において遊離残留塩素を0.1 mg/L 以上保持するように」と定められています。
このため、水道管の内部で時間と水温上昇で減少していく残留塩素濃度を給水区域末端のじゃ口で0.1 mg/L 以上に保持する必要があり、浄水場出口の残留塩素濃度は水温に応じた管理値を設定し、モニタリングを実施しています。
また、水質管理上留意すべき水質管理目標設定項目では1 mg/L 以下とされており本市水道局では、おいしい水施策として、独自目標を0.5 mg/L 以下に設定し臭気を抑えるよう努めています。
海外では国によって消毒の方法、基準等が異なりますので一様に比較することはできません。日本では、病原性微生物に対して消毒効果の高い塩素処理を採用しています。

※ モニターの皆さまからは、第1回から第3回までの活動をふまえて、第4回の提言をとりまとめたいただきましたので、それまでのレポートに記入していただいた提言については、お答えしていません。ご理解いただきますようお願いいたします。